平成２１年（フ）第１４６１号
埼玉県羽生市大字羽生435番地４、破産手続開始決定時の住所埼玉県北埼玉郡騎西町大字上種足1645番地３
破産者　川島栄こと　川島　栄詠
１　決定年月日　平成22年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２３６号
埼玉県上尾市中妻１丁目２番地４　ＴＩＭＥ’Ｓ89―301
破産者　石井　智美
１　決定年月日　平成22年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２３７号
埼玉県上尾市中妻１丁目２番地４　ＴＩＭＥ’Ｓ89―301
破産者　石井　健児
１　決定年月日　平成22年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５５０号
横浜市中区初音町２丁目40番地　トレゾア601号室
破産者　尾方　　茜
１　決定年月日　平成22年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４９号
新潟県妙高市大字田口1452番地27
破産者　ロジャー　サッセン
１　決定年月日　平成22年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第５７号
富山県中新川郡立山町寺坪67番地の11
破産者　廣瀬　佳博
１　決定年月日　平成22年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１２号
金沢市諸江町上丁128番地　いずみ荘２階、従前の住所金沢市諸江町上丁24番地１
破産者　橋野　和子
１　決定年月日　平成22年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４２６号
山梨県甲府市丸の内２丁目32番19号　シーズガーデン甲府丸の内1004
破産者　森田　　靖
１　決定年月日　平成22年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第８４１５号
大阪市旭区大宮１丁目８番13号
破産者　川上　司朗
１　決定年月日　平成22年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０３２号
大阪府東大阪市荒本西４丁目２番13―203号　パトラＫ203号
破産者　山口　有一
１　決定年月日　平成22年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２５７号
大阪市此花区西九条１丁目33番３号　コーポ白樺204号室、住民票上の住所大阪市此花区伝法５丁目４番12―202号
破産者　今泉　陽一
１　決定年月日　平成22年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４４８号
大阪府東大阪市吉田１丁目９番８号　コスモ中村305号、前住所大阪府東大阪市瓜生堂２丁目８番３号
破産者　足立　良雄
１　決定年月日　平成22年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１００号
大阪府池田市井口堂１丁目３番22号
破産者　山内　高富
１　決定年月日　平成22年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９６８号
大阪市阿倍野区美章園２丁目21番11―302号
破産者　岩田　ユカ
１　決定年月日　平成22年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２７２号
大阪府東大阪市角田３丁目１番23号
破産者　川村　秀樹
１　決定年月日　平成22年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４５６号
大阪市淀川区塚本２丁目13番18―406号
破産者　森本　敬一
１　決定年月日　平成22年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４９５号
大阪府門真市桑才新町５番16号
破産者　山本　洋久
１　決定年月日　平成22年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３７２号
大阪府東大阪市大蓮東１丁目12番24号ファブール弥刀203号室、開始決定時の住所大阪府東大阪市俊徳町１丁目４番22号
破産者　小西印刷所こと　小西　典男
１　決定年月日　平成22年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６４号
大阪市平野区平野本町３丁目11番14号
破産者　森本　次郎
１　決定年月日　平成22年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部